

丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和6年6月24日(月)
午後1時30分～午後1時55分
場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委 員	徳 永 秀 文
委 員	松 岡 舟
委 員	井 下 由 美
委 員	立 石 陽 志
教育長	末 澤 康 彦

説明のため出席した者

教育部長	窪 田 徹 也
総務課長	土 井 節 子
学校教育課長	岩 井 俊 明
文化財保存活用課長	東 信 男
総務課副課長	後 藤 幸 功
学校教育課副課長	西 山 晋 作
丸亀城管理室長	大 林 隆 之
学校給食センター次長	松 川 寛 之

書 記	総務課庶務担当長	小野佳代子
-----	----------	-------

3 傍 聴 なし

4 議 題

報告第12号	専決処分の報告について(丸亀市立学校教育支援委員会委員の委嘱)
報告第13号	専決処分の報告について(丸亀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱)

議案第 12 号 丸亀城延寿閣別館城泊施設条例の施行期日を定める規則の制定について

議案第 13 号 丸亀城延寿閣別館城泊施設条例施行規則の制定について

5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。井下 由美委員、立石 陽志委員

7 議事の概要

午後 1 時 30 分 開会

報告第 12 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校教育支援委員会委員の委嘱）

〔学校教育課長〕

丸亀市附属機関設置条例に基づき設置している、丸亀市立学校教育支援委員会の委員について、専決処分により新たに 1 名を増員し、令和 6 年 6 月 1 日から 2 年間、委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則に基づき、これを報告する。

被委嘱者は報 12-2 のとおり。

〔教育長〕

備考欄に教諭となっているが、教頭で退職した場合は、教諭になるのか教頭になるのか。他の附属機関委員の備考欄に、校長や教頭などの役職の例について確認の上、対応していただきたい。

〔学校教育課長〕

確認の上、対応する。

報告第 13 号 専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱）

〔学校給食センター次長〕

丸亀市学校給食センター条例に基づき委嘱している、丸亀市学校給食センター運営委員会委員が、令和 6 年 5 月 31 日付で任期満了となるため、各種団体からの推薦等に基づき、適任であると認め、専決処分により新たに委員の委嘱を行ったので、丸亀市教育長に対する事務委任等

規則に基づき、教育委員会に報告するものである。

被委嘱者は報 13-2 のとおり。

特になし

議案第 12 号 丸亀城延寿閣別館城泊施設条例の施行期日を定める規則の制定について

議案第 13 号 丸亀城延寿閣別館城泊施設条例施行規則の制定について

〔文化財保存活用課長〕

丸亀城延寿閣別館城泊施設条例の施行期日を定める規則及び丸亀城延寿閣別館城泊施設条例施行規則の制定については、令和 6 年 7 月より丸亀城延寿閣別館を拠点とする城泊事業を開始するに当たり、その根拠条例となる「丸亀城延寿閣別館城泊施設条例」の施行期日を定めるため及び同条例の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに規則を制定するものである。

議 12-1。丸亀城延寿閣別館城泊施設条例の施行期日を定める規則で、施行期日は令和 6 年 7 月 1 日とする。内容は議 12-2 のとおり。参考資料として、丸亀城延寿閣別館城泊施設条例を添付している。

次に、議案第 13 号について説明する。これは、丸亀城延寿閣別館城泊施設条例に関し必要な事項を定めた規則である。内容は議 13-1 のとおり。参考資料として、丸亀城キャスルエクスペリエンス約款を添付している。

〔教育長〕

丸亀城キャスルエクスペリエンス約款で宿泊者と指定管理者との間で交わす契約の締結により城泊が成立する、それを定めるものが施行規則であるのか。

〔文化財保存活用課長〕

そうだ。

〔教育長〕

契約に代わる申し込みをし、2 条にある内容で申し込むと、約款の内容に關しての契約となるということか。

この条例に直接関係ないが、7 月 1 日からいよいよ宿泊可能になる。現在の宿泊者の見通しや予約の状況が分かっているならば教えてほしい。

〔丸亀城管理室長〕

現在の城泊の予約状況は、問い合わせが 10 件、そのうち調整中が 4 件で、まだ予約までには至っていない。今後いろいろな広報や営業活動を行い、予約が入るよう努力してまいりたい。

〔委員〕

問い合わせをしてきた方は、日本の方が多いのか、それとも外国の方が多いのか。

〔丸亀城管理室長〕

現在、外国の方が 4 件、日本の方が 6 件という内訳である。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

8 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

〔総務課副課長〕

それでは、総務課から共催・後援申請について、説明する。今回の承認の期間は令和 6 年 5 月 18 日から令和 6 年 6 月 14 日までで後援申請が 24 件あり、うち 1 件が取り下げ、1 件が不承認のため、22 件について芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められること認められることから、承認している。

このうち新規は 3 件。1 件目は、1 ページ 2 段目の後援 No.06021「しまあるきミッケ in HONJIMA」。しまあるきミッケ in HONJIMA 実行委員会が子育て世代のファミリー層を中心に実施するウォーキングイベントで、イベントを通して本島の魅力を再発見すると同時に、健康増進や島民との交流を図ることを目的に、7 月 27 日、28 日の 2 日間、本島において開催するもので、参加費は大人 2,000 円、中学生以下 500 円となっている。

2 件目は、次の段、後援 No.06022「主任児童委員創設 30 周年記念行事～おはなし会～」。丸亀市民生委員児童委員協議会連合会（主任児童委員部門）が主催する絵本の読み聞かせの会で、幼児・児童低学年を持つ親子 80 組を対象に、親子のふれあい、コミュニケーションの重要性と主任児童委員の役割や活動についての理解を深めることを目的に、8 月 10 日に丸亀市猪熊弦一郎現代美術館ミュージアムホールで開催されるもので、参加費は無料。

3 件目は、3 ページ 1 段目後援 No.06035「丸亀市人権・同和教育研究協議会 地域部会・福祉部会合同上映会」。丸亀市人権・同和教育研究協議会、地域部会・福祉部会合が主催する映画上映会で、映画を通して人生や家族のあり方について考えるきっかけとすることを目的に、8 月 4 日に丸亀市生涯学習センター 3 階ホールで開催されるもので、参加費は無料。

これらの後援申請は、芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進

に寄与すると認められることから、承認している。

2 ページ 3 段目、「キッズマネースクールお店屋さんごっこ はたらくってな〜に??」については、6 月 29 日から 6 月 30 日に土器コミュニティセンターでキッズマネースクールはばたん校が開催をする予定で申請をしていたが、内容について教育委員会が承認するには不相当と認められたので、不承認としている。

また、2 ページ下から 2 段目、「クラシコ丸亀「学ぶ」と「遊ぶ」まぜこぜサマーフェスタ〜防災体験・おさかな・七夕・グルメ〜」は、総合住宅展示場クラシコ丸亀において、7 月 6 日から 7 月 7 日に秋山興産株式会社が開催予定で申請をしていたが、申請者が株式会社であることや目的に文化芸術の振興がうたわれていない旨の説明を行ったところ、後援申請については取り下げとなった。

〔教育長〕

株式会社が後援を申請することはできないということか。

〔総務課副課長〕

そうだ。(規約等に芸術・文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など、市民福祉の増進に寄与する活動の旨の記載があれば可能と考える)

〔教育長〕

もう 1 件の不承認について、教育委員会が承認することはできないということをもう少し説明してほしい。

〔総務課副課長〕

マネースクールは、他での事例を見ると、金融学習をするだけではなく、営業活動等につながる恐れがあることから、不承認としている。

〔委員〕

先ほどの城泊のところで発言すればよかったが、ちょっと教えてほしい。城泊は丸亀にとって大きな事業であり、ぜひ成功してほしいし、丸亀市の活性化にもつながると思う。その中で来ていただく人に喜んでもらえるように、実際に業者がシミュレーションしていると思うが、宿泊や食事をしてみて、そのあたりが順調にいき、7 月 1 日以降スムーズにいける形ができているのが気になったので教えてほしい。

〔教育長〕

議案の承認はしているが、情報として。

〔丸亀城管理室長〕

城泊を7月1日から開始できるように、今年2月にインバウンドの専門家を呼び、城泊の実証実験を2回行った。実証実験であるので、実際に城泊の行程を行い、専門家の方々からいろいろなご指摘をいただき、問題点を洗い出し、改善して現在に至っている。

10 閉会

午後1時55分